



県内自治体に要望書提出

県連協は10月20日に県内の各市町村に要望書を送付しました。要望書の内容は、①指導員の配置及び資格基準を省令どおりにすること②「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の完全実施③施設の新設や改修等にあたり子どもや保護者、現場の指導員の声を聞くこと④「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」の活用—の4項目。要望書の内容は以下のとおり。

学童保育(放課後児童健全育成事業)の拡充に関する要望書

日頃より学童保育(放課後児童健全育成事業)施策の推進にご尽力頂いておりますことに敬意を表します。

さて、学童保育は、小学生の子どもたちが年間平均278日、1,650時間以上も過ごす家庭に代わる毎日の「生活の場」です。学童保育は子どもたちの成長と共働き、ひとり親家庭等にとって大切な施設となっていますが、今般のコロナ禍は、学童保育が社会機能維持のためにも不可欠な事業であることをいっそう浮き彫りにしました。

厚生労働省は、2015年4月に、子どもたち一人ひとりの人権に十分配慮し、必要とする全ての子どもたちが安全に安心して生活できる学童保育のあるべき姿をしめした「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。また、その前年の2014年4月には、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な基準として、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を策定したところです。その国基準をもとに各自治体が条例で基準を定めていますが、国は「従うべき基準」としていた放課後児童支援員の資格や配置基準を2020年度から参酌化することを決めました。参酌化とそれに伴う基準の緩和は、無資格者が1人で多くの子どもたちの保育を行なう可能性が生まれ、安心、安全な学童保育が保てなくなることから、私たちは参酌化するべきではないと考えています。

また、現在も「耐震強度のない古い家屋を利用」「外遊びの場がない」「使用できるトイレが足りない」「台所設備がない」「静養スペースがない」など「生活の場」にふさわしいとは言えない環境での保育を余儀なくされている施設も残されており、児童一人当たりの専用面積1.65㎡を条例で定めていても、経過措置期間を理由に基準を下回る実態が放置されている自治体も存在しています。

さらに、高い専門性が求められる仕事であるにもかかわらず、現実には専門性や職務に十分見合わない低処遇での過重労働が理由で、指導員が集まらない、続かない、疲弊している状況が多く地域で起きており、指導員不足は深刻な問題となっています。

つきましては、学童保育が子どもたちのあそびと生活の場としてふさわしい環境になるために、以下について要望致します。

記

(1) 市町村条例の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の指導員の配置及び資格に関しては、国の省令どおりとしてください。

(2) 市町村の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に掲げられている事項を完全に実施してください。経過措置期間を設けている場合でも、期限を明記し、大規模クラブの解消、一支援の単位当たりおおむね40名以下の児童数、子ども一人当たりの専用面積1.65㎡等の基準が守られるよう早期に改善を進めてください。

(3) 学童保育の施設は、子どもたちの「生活の場」としてふさわしいものにしてください。新設や改修等に当たっては、利用者である子どもや保護者、現場の指導員の声が反映できるようにしてください。

(4) 指導員の安定的な雇用のため「放課後児童支援員等処遇改善等事業」・「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」・「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を積極的に活用してください。また、専門性や資質向上のための現任研修の実施を行ってください。

以上